

◎新潟県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字中田原字中田原 209 番 1 から 妙高市大字青田字江代田459番 1 まで	新	28.9～59.4メートル	2,735.0メートル
	旧	(A) 8.8～52.6メートル	3,287.0メートル
		(B) 9.6～39.4メートル	3,317.2メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用

一部区間県道上越高田インター線及び県道後谷黒田脇野田停車場線と重用